



## 一時保護の実態調査の結果（速報値）について

※一時保護の実態等について、昨年9～10月に全児童相談所（229箇所）に対し調査を実施（回収率95%）

令和5年1月23日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

虐待防止対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 一時保護の実態調査の結果（速報値）

## 目次

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 1. 一時保護期間等について.....                    | 3  |
| 2. 一時保護手続の現状について.....                  | 9  |
| 3. 一時保護（特に司法審査）に関する意見について.....         | 14 |
| 4. 児童福祉法第28条第1項各号に基づく審判手続等の現状について..... | 21 |
| 5. その他.....                            | 22 |

# 1. 一時保護期間等について

## 1 一時保護の期間

- 令和4年6月1日から令和4年7月末までの2か月間に一時保護を解除した件数は5,676件
- このうち27% は7日以内に解除しており、81%は概ね2か月以内に解除

## 2 親権者等の同意状況

- 一時保護開始から7日経過時に、
  - 全ての親権者等から同意を得たもの（◎）は3,447件（83%）
  - 一部親権者等の同意は確認できたが、一部親権者等の意向確認ができなかったもの（○）は223件（5%）
  - 一部親権者等の同意は確認できたが、一部親権者等からは不同意が表明されたもの（△）は13件（1%未満）
  - 全ての親権者等から同意がなかった（意向確認できなかった場合も含む）もの（×）は477件（11%）

○親権者等の同意状況

[単位: 件]

| 一時保護日数 | 1日             | 2日             | 3日             | 4日             | 5日             | 6日             | 7日             | 14日            | 28日            | 40日            | 50日            | 2か月          |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
| ◎      | 3,984<br>(70%) | 3,946<br>(77%) | 3,819<br>(79%) | 3,706<br>(81%) | 3,603<br>(81%) | 3,522<br>(82%) | 3,447<br>(83%) | 2,798<br>(84%) | 2,019<br>(85%) | 1,528<br>(86%) | 1,203<br>(85%) | 914<br>(86%) |
| ○      | 386<br>(6%)    | 315<br>(6%)    | 286<br>(6%)    | 267<br>(6%)    | 249<br>(6%)    | 238<br>(6%)    | 223<br>(5%)    | 169<br>(5%)    | 97<br>(4%)     | 67<br>(4%)     | 57<br>(4%)     | 41<br>(4%)   |
| △      | 15<br>(1%未満)   | 15<br>(1%未満)   | 11<br>(1%未満)   | 11<br>(1%未満)   | 12<br>(1%未満)   | 12<br>(1%未満)   | 13<br>(1%未満)   | 11<br>(1%未満)   | 8<br>(1%未満)    | 6<br>(1%未満)    | 5<br>(1%未満)    | 5<br>(1%未満)  |
| ×      | 1,291<br>(14%) | 817<br>(16%)   | 700<br>(15%)   | 618<br>(13%)   | 561<br>(13%)   | 527<br>(12%)   | 477<br>(11%)   | 360<br>(11%)   | 238<br>(10%)   | 183<br>(10%)   | 144<br>(10%)   | 97<br>(9%)   |

※括弧内は各時点における割合

# 1. 一時保護期間等について

## 3 一時保護の件数及び親権者等の同意の推移

- 一時保護開始から7日目時点における一時保護件数は4,160件あるが、親権者等からの同意の確認状況は以下のとおり。
  - 全ての親権者から同意を確認しているものは3,447件（83%）
  - それ以外のものは713件（17%）



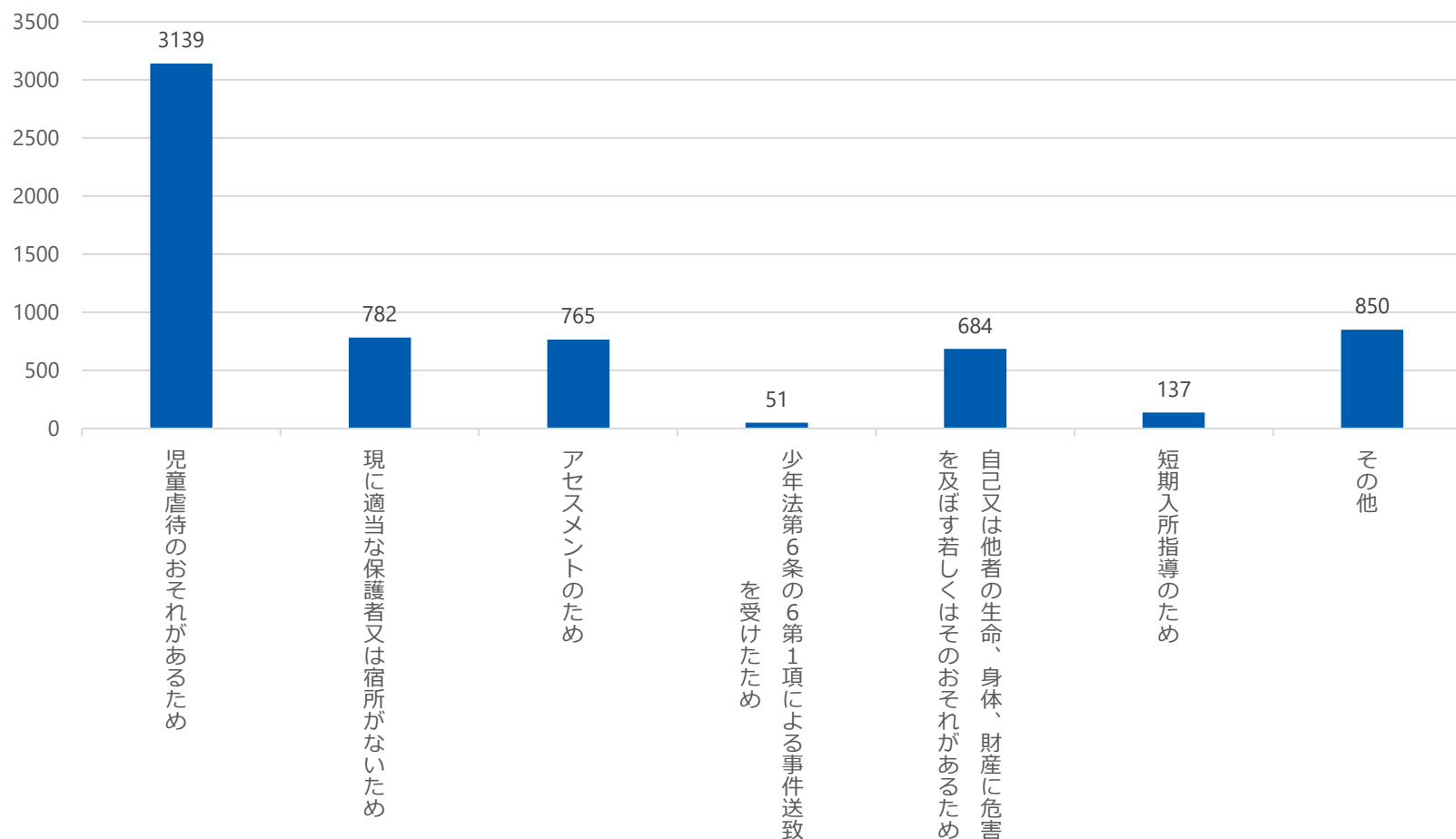
【令和4年6月1日から令和4年7月末までの2か月間に一時保護が終了したケースを対象に調査】

# 1. 一時保護期間等について

## 4 一時保護の理由

- 一時保護の理由としては、「児童虐待のおそれがあるため」が最多の55%であり、「アセスメント」は13%である。

○ 一時保護の理由別件数（複数選択、N=5,676）



# 1. 一時保護期間等について

## ○ 「アセスメントのため」のみを理由とする事例

- ・ 里親等の一時保護委託先で不適応があり、処遇検討のため
- ・ 非行・触法少年の措置先検討のため
- ・ 里親委託・措置入所に向けた行動観察のため
- ・ 虞犯、問題行動、発達特性、障害、精神不調に対する行動観察
- ・ 親権者又は児童本人から一時保護の求めがあったため
- ・ ゲームに熱中し、日常生活にも支障が出る状況であったため
- ・ 登校拒否及び癇癪の行動相談のため
- ・ 保護者の養育能力を確認するため
- ・ 保護者のレスパイトを図り養育状況を確認するため
- ・ 親子関係（兄弟関係や里親子関係を含む）調整のため
- ・ 家庭内で性加害を受けた児童の面接・受診のため
- ・ 本児が親権者以外と生活しており、その実態を把握するため
- ・ 保護者によるきょうだいへの虐待があり、本児への虐待の有無を調査するため
- ・ 地域で性的問題行動を繰り返していることについて、学校や保護者からの相談を受けたため
- ・ 学校での問題行動が多く、児童養護施設から助言が欲しいと依頼を受けたため
- ・ 不登校相談による再判定のため

# 1. 一時保護期間等について

## ○ 「その他」を理由とする事例

- 保護者の心身の不調、障害、出産、仕事、経済的困窮、失踪、逮捕、家族の入院付添いによる養育困難
- 児童の心身の不調、非行、虞犯、家庭内暴力、ゲーム依存、不登校、引きこもり、希死念慮、障害による養育困難
- 多子世帯による養育困難
- 養育者のレスパイト
- 養育者との関係不和
- 親権者又は児童本人の申出
- 里親委託・入所措置に向けたマッチング
- 施設不適応
- ショートステイが満床などのため受入困難
- 入所施設で他児から加害行為
- 反社会的勢力が児童に嫌がらせ行為、危害を加えるおそれがあり、児童の安全確保が必要
- 泥酔状態の保護者と児童が口論となり、児童の安全確認
- 母子DV避難、学齢男児でシェルター入所不可
- 施設児童の通院のため（地理的事情）
- 遠方の施設に措置している特別支援学校在籍の児童が就労支援を希望し、一時保護所から就労実習先に通うため
- 施設入所等措置について、保護者が同意を撤回したため
- 少年審判で児童自立支援施設等送致の執行までの期間
- 児童養護施設入所措置中の児童が長期入院することとなり、措置解除して病院への委託一時保護に切り替え

# 1. 一時保護期間等について

## 5 親権者等の同意の確認方法

- ・ 親権者等からの同意の確認方法としては、
  - ・ 書面：37%
  - ・ 電子メール又はFAX：2%
  - ・ 口頭（録音なし）：54%、口頭（録音あり）：4%

## 6 一時保護の形態

- ・ 一時保護の形態としては、所内一時保護が61%、委託一時保護が39%

## 7 一時保護の開始時間帯

- ・ 一時保護の開始時間帯として開庁時間中は61%、開庁時間外は39%

## 8 警察からの身柄付き通告

- ・ 警察からの身柄付き通告を受けて一時保護を開始したものは33%

## 9 身柄引取から一時保護開始までの時間

- ・ 警察等から児童の身柄を引き取ってから、24時間以内に児童相談所長の了解又は決裁等を経て一時保護を開始したものは99%

※24時間以上の時間を要したケース（13件）としては、

- ・ 児童が保護された場所と児童相談所まで地理的に遠隔であったケース
- ・ 父母は児童の引取りを拒否、児童本人は一時保護に同意せず、本人の同意を取るのに時間を要したケース 等



## 2. 一時保護手続の現状について

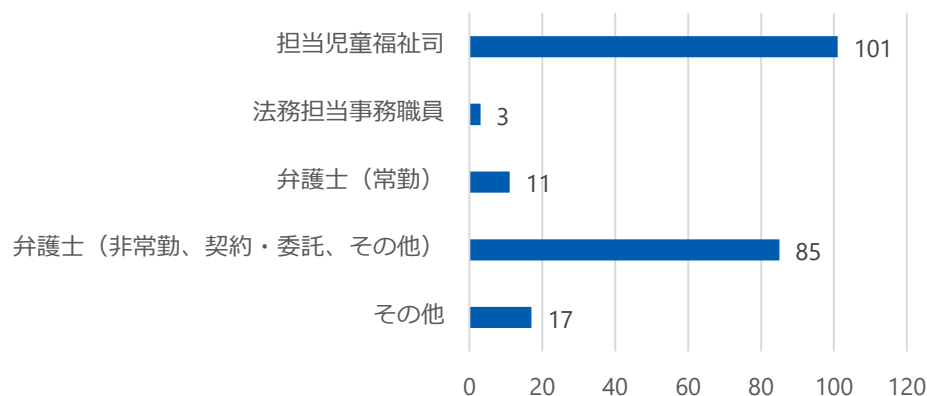
### 1 児童福祉法33条5項の申立書類・添付書類の作成者

- いずれも児童福祉司自ら作成する児童相談所が最も多く、次に弁護士（非常勤等）が多い

※弁護士を常勤配置：17箇所（7.5%）、弁護士を非常勤配置：105箇所（50.4%）、弁護士事務所と契約：96箇所（42.1%）

（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）

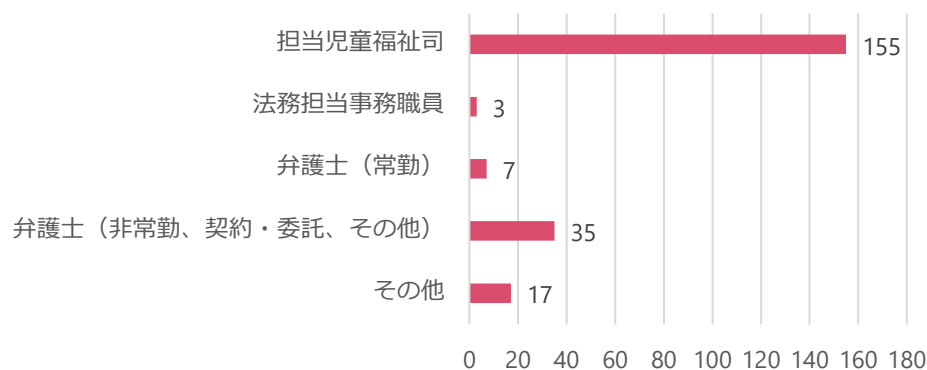
#### ○申立書類



その他・・・

- ・担当児童福祉司と法務担当職員が共同で作成
- ・担当児童福祉司と弁護士が共同で作成 等

#### ○添付書類



その他・・・

- ・担当児童福祉司と担当心理判定員、S V、管理職等が協力して作成
- ・担当児童福祉司と弁護士が共同で作成 等

## 2. 一時保護手続の現状について

### 2-1 子どもの意向等の確認

- 児童の意向等について、
  - 一時保護の開始に向けた検討時には210の児童相談所（97%）
  - 一時保護所等での生活期間中には214の児童相談所（99%）
  - 一時保護の解除、停止、措置変更、期間変更に向けた検討時には216の児童相談所（99%）において確認。全ての児童相談所においていずれかのタイミングでは児童の意向等を確認。

|                   | 意向等の確認       |              |                   |                |           |
|-------------------|--------------|--------------|-------------------|----------------|-----------|
|                   |              | 児童相談所職員による確認 | 外部の意見表明等支援員等による確認 | 権利擁護委員会等における確認 | その他       |
| 一時保護開始に向けた検討時     | 210<br>(97%) | 207<br>(99%) | 1<br>(1%未満)       | 0<br>(0%)      | 4<br>(2%) |
| 一時保護所等での生活期間中     | 214<br>(99%) | 214<br>(99%) | 18<br>(8%)        | 6<br>(3%)      | 9<br>(4%) |
| 一時保護の解除や措置変更等の検討時 | 216<br>(99%) | 215<br>(99%) | 6<br>(3%)         | 2<br>(1%未満)    | 7<br>(3%) |

※回答数：217

## 2. 一時保護手続の現状について

### 2-2 子どもの意向等の確認方法

| 意向等確認時              | 主な回答内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一時保護開始の検討時          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通告者である学校職員や市町村職員、警察、学校・保育園の先生などから一時保護に係る意向を事前に聴取してもらうことがある。</li> <li>・ 子どもシェルターに一時保護委託した場合は、子どもシェルターの子どもの担当弁護士も意向確認する。</li> <li>・ 学齢児であれば、児童相談所職員だけでなく学校関係者やこれまでの地域支援者が児童の気持ちを確認している場合もある。未就学児については、子どもの意向確認は十分とは言えない場合もある。</li> </ul>                                                                                                |
| 一時保護所等での生活期間中       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月に1回、意見表明支援員が希望する児童との面接を実施して確認している。</li> <li>・ 外部弁護士によるアドボケイト事業を月に一度実施している。</li> <li>・ 権利カードが出された児童に対する、人権オンブズパーソンの聞き取り。</li> <li>・ 子どもの意見表明支援事業実施要綱及び要領を制定。</li> <li>・ こどものための第三者委員会（市社会福祉審議会児童福祉専門分科会こどもの権利擁護部会）の委員による面会（原則全員）</li> <li>・ 児童相談所の担当CWが権利ノート説明時にアドボケイトの説明。アドボケイト（弁護士、社会福祉士等）が一時保護所や一時保護委託先施設を訪問しアドボケイトを実施。</li> </ul> |
| 一時保護の解除、停止、措置変更の検討時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉審議会措置部会において、委員へ意見具申を受ける。</li> <li>・ 一時保護児すべてではないが、県の意見表面事業に係るアドボケイト担当の方が保護所に来て、希望をした子どもから聞き取りを行う。</li> <li>・ 一時保護の延長に係る申立てを行うケースについては児童福祉審議会権利擁護部会で報告する。</li> <li>・ 意見表明支援の申入れがあった場合、弁護士に面談を依頼している。</li> <li>・ 子どもが県庁主管課あてに手紙又は直接申し出があれば、意見表明支援員（弁護士会から推薦）が保護先に出向き、子どもから直接話を聞く。</li> </ul>                                        |

## 2. 一時保護手続の現状について

### 3 一時保護開始時の親権者の同意確認の有無

- 一時保護の開始に際し、親権者等の同意確認については以下のとおり。
  - 原則同意を確認：78%
  - 原則同意を確認せず：4%
  - ケースごとに判断：18%

#### ※「ケースごとに判断」と回答した自治体における主な判断基準

- 原則同意確認：親から受けた養育困難や育成性行、非行相談／原則同意確認せず：警察からの身柄付通告、著しい虐待や不適切養育疑い、児童自ら保護を求めているケース等
- 原則同意を確認するが、児童の安全が最優先される場合は同意を確認しない場合もある
- 保護者のニーズ、施設不適応などで一時保護する場合は事前に同意を取っているが、虐待で職権保護する場合は事前には同意を取っていない。
- 親権者等と児童虐待を受けた児童が分離されている状況で虐待通告があり、当該児童の意向や関係機関による親権者等の評価等を勘案して円滑な一時保護に支障のおそれがあると判断した場合は、一時保護の開始後に親権者等へ連絡を行う。

## 2. 一時保護手続の現状について

### 4 同意確認時の説明事項

- 一時保護の同意確認時に親権者等に説明することとしている事項としては、
  - 一時保護を行う必要性：98%
  - 一時保護解除までの流れ：86%
  - 一時保護期間中の児童の生活方法：91%
  - その他：15%

#### ※「その他」

- 生活保護受給家庭では、生活保護費が減額される可能性があること
- 保護者が一時保護解除（家庭引取り）を希望する場合には、どのような受け入れ態勢が整えられる必要があるか。
- 一時保護決定通知書の教示内容についての説明（審査請求、処分取消の訴え、児福法33条、一時保護中の児相長権限）
- アレルギーの確認、服薬の確認、医療行為の同意をとる
- 一時保護中の児童との面会通信について
- 今後の児童相談所の援助方針
- 一時保護所以外の場所で一時保護する場合の理由等
- 一時保護委託への切替の可能性の説明
- 一時保護中の誓約事項（親子交流の在り方や守っていただきたいこと、協力していただきたいこと等）
- 学齢児童は一時保護中は原則登校できないが、児童が不利益にならないよう出席の取り扱いをしていただく等の連携・協力を依頼していること 等

### 3. 一時保護（特に司法審査）に関する意見等について

#### 1 一時保護開始時の司法審査に対する意見

- ・ 一時保護開始時の司法審査に対する主な意見としては以下のとおり。
  - ・ 必要な一時保護が引き続き行われるように一時保護の要件を明確化
  - ・ できるだけ簡易な一時保護状請求手続としてほしい
  - ・ 一時保護状の請求手順やひな形を明らかにされたい
  - ・ 通告者や児童が保護者の危害にさらされないよう慎重な対応が必要
  - ・ 司法審査の導入に対応できる児童相談所の体制整備
  - ・ 裁判所を含む関係機関とも連携し、円滑に司法審査が行えるよう環境整備してほしい

#### ※主な意見の抜粋

- ・ 一時保護の要件明確化により、これまで可能だったようなケースで一時保護をためらってしまい必要な一時保護を見送る事態を懸念
- ・ 一時保護が認められる理由について、法の網の目に漏れた児童が命を落とすことのないよう適切な法整備を求めたい。
- ・ 申立書について33条の申立書のようにチェック方式にするなど簡易にしてほしい。
- ・ 請求を行う児童相談所職員の負担を考慮し、請求書の書式や添付資料等、いくつかの事例をもとに請求例を示してほしい。
- ・ 年末年始等の大型連休期間の取扱いや同意が撤回された場合の取扱い等、取扱いの手順を定めてほしい。

### 3. 一時保護（特に司法審査）に関する意見等について

- ・裁判所への書類提出について、7日間の間に、児童相談所の記録以外の外部機関の資料を添付することは困難である場合かほとんどであると思われる。必要書類について極力簡素化・パターン化していただきたい。
- ・手続きをできる限り簡素化し事務負担の軽減を図るとともに、年末年始や大型連休等の閉庁日について「一時保護から7日以内」の運用に例外規定を設けるなど、児童相談所の実情に応じた制度としていただきたい。
- ・7日以内という限られた期間であるため。請求手続は可能な限り簡素化し、電子化による手続をお願いしたい。
- ・手続きの簡素化や迅速化に加え、手続きを行う弁護士等の新たな配置をお願いしたい。現状の職員体制のままで、制度だけ導入することは困難と思われる。
- ・通告者について、司法審査となり提出書類が保護者に開示されると、すべて保護者にわかってしまい、通告者が攻撃の対象になるのではないかと、心配している。
- ・子どもの意見聴取の結果を親権者に伝えるべきでない。つまり、「子どもが望んだので一時保護」と理解されかねず、すると「子どものせい」になってしまうが、子どもを親と対峙させるべきでない。
- ・司法側の体制整備や対応についての検討も並行して行われていると思うが、双方のすり合わせが十分に出来ないまま見切り発車ということは避けていただきたい。
- ・警察からの身柄付き児童通告や市からの送致による一時保護が多数ある。一時保護を要すると関係機関が判断に至った経緯や根拠を把握するのに時間を要している現状がある。（例えば送致書は届くまでに平均3週間ほどかかっている）そのため国から関係機関へ通知により周知してほしい。
- ・虐待通告は疑いでなされることが多く、調査のための緊急一時保護が増えている状況がある。疑いの保護の可否について家庭裁判所がどのようなところを根拠として審査するのかが不透明。一時保護が必要な子どもを保護ができないことが子どもにとって一番の不利益だと考える。審査のポイントを教えてもらいたい。
- ・司法審査に関するガイドラインや説明会等を実施してほしい。

### 3. 一時保護（特に司法審査）に関する意見等について

- ・日本語ネイティブではない親権者に対し、一時保護直後に手続説明をするための通訳確保が困難。通訳費用が確保できない、マイナー言語の通訳がないなど。
- ・審査が必要になることで、負担増から一時保護の実施が消極的になることを懸念。
- ・必要な書類は簡易で現場負担の少ないものとし、特に児相以外から提出必須となるものが想定されるのであれば、所管省庁への働きかけをお願いしたい。7日の間に土日祝や学校等の長期休業期間を挟むと集められる書類にも限界があり、弁護士とのやり取りもタイムリーに出来ない可能性がある。
- ・警察からの身柄付通告は、翌開庁日に児相が保護者から同意を得るのではなく、警察で同意を確認して戴けるのか。
- ・審査開始に先立ち「必要最低限の書類が何であるか」と「それが（児相都合ではなく）揃わなかった場合についての対応」をお示し戴きたい。
- ・一時保護不適当との判断が出たら保護者は児相に拒否的となる可能性が高くその後の児の安全確認が困難となり得るが、裁判所から保護者への付言は期待出来るのか。
- ・一時保護不適当となったものの児が保護解除を望まない場合や申立時点と判断時点の状況が異なる場合など、1件の保護事案について再審査などは可能となるか。

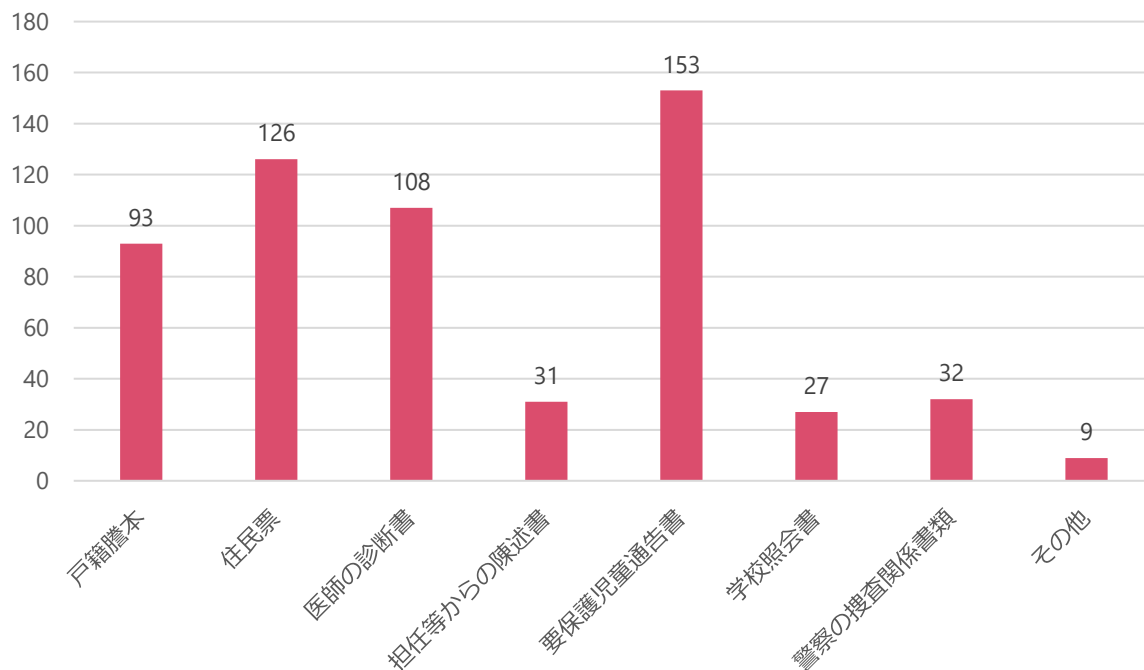


### 3. 一時保護（特に司法審査）に関する意見等について

#### 2 関係機関からの情報取得状況

- 一時保護開始から7日間のうちにおける取得書類として、
- 要保護児童通告書や住民票などは概ね取得しているが、
- 学校照会書や警察の捜査関係書類などは取得していない又はできていない場合が多い。

○取得書類



その他・・・

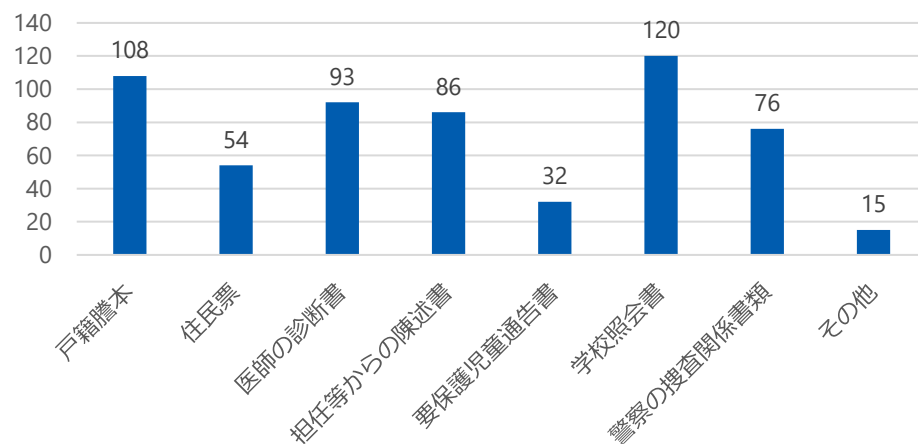
- ・母子手帳
- ・診療情報提供書
- ・（市町村からの）送致書、援助依頼書 等

## 3. 一時保護（特に司法審査）に関する意見等について

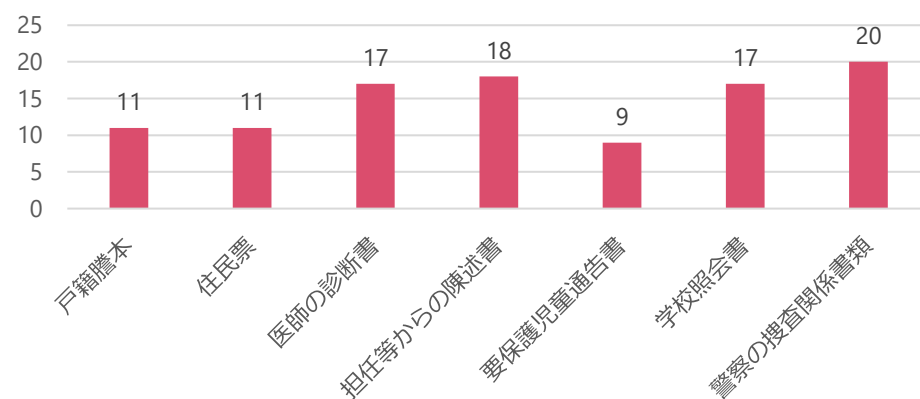
### 3 取得に時間を要する書面

- 一時保護開始から概ね8日間以上の時間を取得に要する書類としては、学校照会書（平均17日）や医師の診断書（平均17日）など外部関係者から提供してもらう資料の他、戸籍謄本（平均11日）も取得に時間を要している。

○書面取得に8日以上要すると回答した児童相談所数



○取得に要する日数（平均）



#### ※書面取得に時間を要する理由

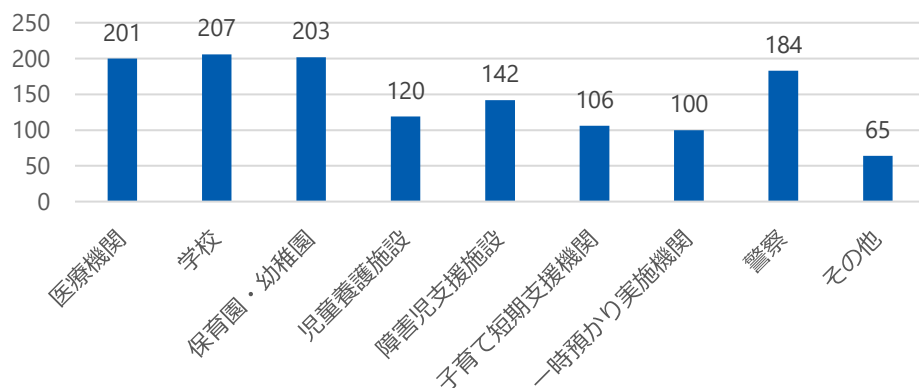
- 遠方に戸籍がある場合等、市町村担当部署との連絡調整に時間を要するため
- 医師の診断書等の徴取は親権者からの同意が基本のため、まず保護者から同意書を取得する必要があるため
- 書面の取得は、文書（郵送）による照会・依頼を行うため
- 警察の捜査関係書類は児童相談所には基本的に提供されていない

### 3. 一時保護（特に司法審査）に関する意見等について

#### 4 関係機関への情報提供依頼

- 改正児童福祉法33条の3の2第1項（情報提供の求め）に基づき、情報提供等を求めることが想定される機関としては、学校（95%）、保育園・幼稚園（93%）、医療機関（92%）である。
- 一時保護開始前及び一時保護期間中に情報提供を求めたが断られた機関としては、医療機関（45%）、学校（9%）、警察（8%）である。

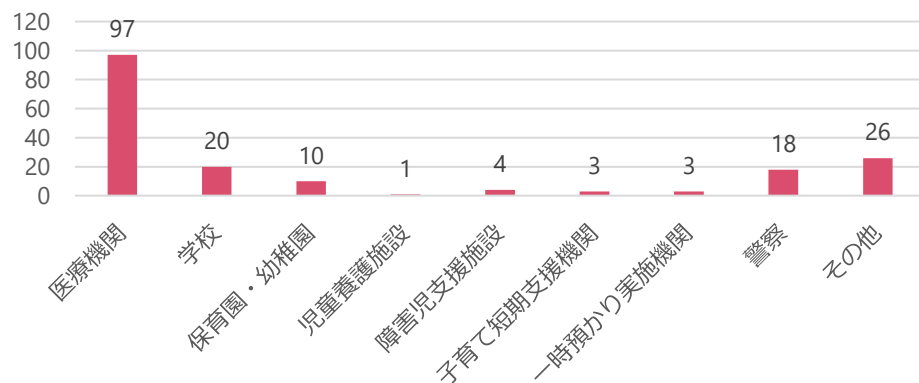
○改正法33条の3の2第1項に基づき照会をかける機関 ※回答数：217



その他・・・

- ・里親、児童養護施設
- ・市町村、保健所
- ・子ども家庭支援センター、福祉事務所
- ・学童クラブ、学習塾
- ・医学に関する大学（法医学教室） 等

○情報提供を断られた機関 ※回答数：217



その他・・・

- ・市町村（税務担当課、年金事務所）
- ・不動産会社
- ・医療機関 等

## 3. 一時保護（特に司法審査）に関する意見等について

### 5 児童相談所の体制整備

- ・ 司法審査の導入に伴い、児童相談所の体制整備が「必要」との回答は85%、「不要」との回答は5%、「その他」との回答は9%である。 ※回答数：217

#### ※必要な体制整備の内容

- ・ 関係書類の作成を行うための職員配置、弁護士による相談体制の充実
- ・ 法務職員（弁護士）の常勤化、児童福祉に精通している法務担当事務職員の配置
- ・ ケース（法的対応等）の進行管理のためのS V職員の増員
- ・ 土日祝日、年末年始、ゴールデンウィークなど長期閉庁時の職員体制（事務処理、意見聴取など）
- ・ 外国につながる世帯への配慮ができる体制整備

#### ※その他

- ・ いつでも法的助言を受けられる窓口設置
- ・ 日本語ネイティブではない世帯への手続説明のため、マイナー言語も含め外国語版リーフレットの作成
- ・ 外国籍の世帯の場合、親権者の特定には本国法の調査が必要になるため、国で本国法のアーカイブ作成
- ・ 地域の関係者にも司法審査の必要性や狙いが周知され、書面での情報提供への協力など社会全体が理解を深める必要がある
- ・ 申立や一時保護状の発付は電子媒体を活用する等の簡素化を臨む
- ・ 添付書類についても必要最小限とし、添付書類が期日までに間に合わない場合は後日の提出を認めていただきたい

## 4. 児童福祉法28条1項各号に基づく審判手続等の現状について

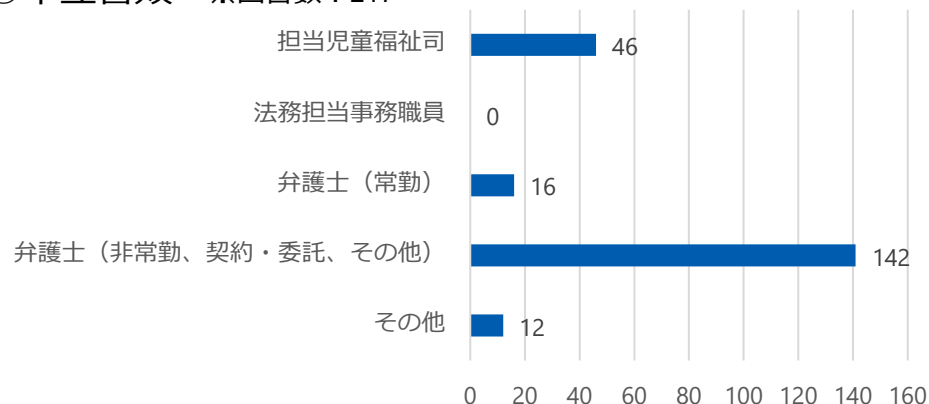
### 1 児童福祉法28条1項各号の申立書類・添付書類の作成者

- 申立書類：弁護士（非常勤等）が作成すること最も多く（66%）、次いで担当児童福祉司（21%）
- 添付書類：担当児童福祉司が作成することが最も多く（68%）、次いで弁護士（非常勤等）（20%）

※弁護士を常勤配置：17箇所（7.5%）、弁護士を非常勤配置：105箇所（50.4%）、弁護士事務所と契約：96箇所（42.1%）

（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）

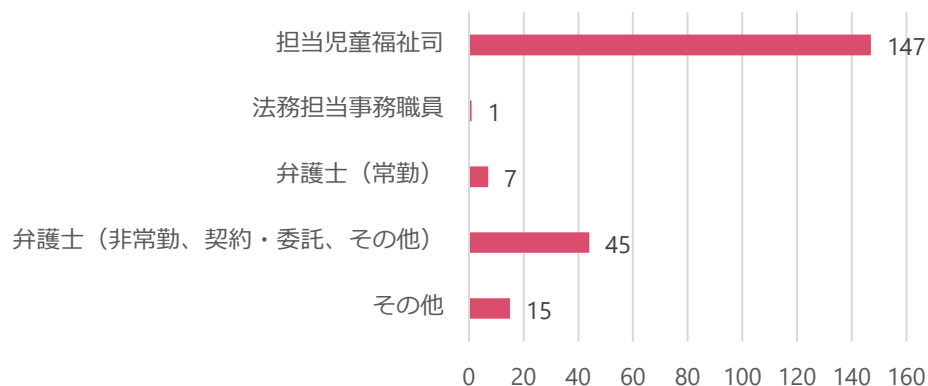
#### ○申立書類 ※回答数：217



その他・・・

- ・管理職や法務担当職員が作成
- ・担当児童福祉司と弁護士が協力して作成 等

#### ○添付書類 ※回答数：217



その他・・・

- ・管理職や法務担当職員が作成
- ・担当児童福祉司と弁護士（児童相談所配置）が協力して作成 等

## 5. その他

### 児童相談所業務に関する課題と改善策

- 児童相談所業務に関する主な課題としては以下のとおり。
  - 児童相談所と市町村の業務分担の偏り
  - 人員・経験不足
  - 書類や記録作成、移送による負担

| 課題                                                                                                                                  | 改善策                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童相談所が法的権限の必要となるような重篤な事案に注力するためには、市町村と児童相談所の適切な役割分担が不可欠である。警察からの通告について、児童相談所が一旦受理して市町村に送致等行えるものの、その業務自体も膨大な負担となる。                   | 市区町村の対応力の強化を図るために、市区町村の職員育成、財政的支援を行う。警察からの通告について、その軽重により、児童相談所と市町村がそれぞれに振り分けられるよう整理いただきたい。                                                   |
| とにかく児相がやるべき業務が増えすぎている。児相業務の大幅な削減（他機関への権限移譲）に加え、短期集中で司法対応できるような職員配置基準に変えていく必要があると考える。                                                | 親同意の一時保護は全て市町村によるショートステイに切り替える、障害児福祉業務の他機関・市町村への移譲、職権一時保護する機関と、措置後のフォローをする機関の分離 等々。                                                          |
| 虐待通告の受理件数の増加。特に警察からの軽微な面前DV事案や家庭内事故と思われる乳幼児の負傷事案の通告受理に伴うケースワーク負担の増                                                                  | 警察庁と厚生労働省の協議を行い、軽微と思われる事案について、市区町村への通告を行えるような規則改正の検討、又は「通告」ではない「情報提供」制度の創設                                                                   |
| ①近年の児童福祉司等の配置基準の見直しに伴い段階的な増員配置を行ってきたことから、経験の浅い児童福祉司・児童心理司が多く、人材育成が課題である。<br>②市町による継続的な支援が適当と思われるケースであっても、市町から児童相談所による対応を求められることがある。 | ①スーパーバイザーによるOJTや研修の充実を図り、経験の浅い児童福祉司等に対し、職種や経験年数に応じた段階的な人材育成に努めている。<br>②市町村支援児童福祉司や児童福祉司OB等が市町に出向き、市町が対応しているケースへの助言や同行訪問を行うアウトリーチ支援の充実を図っている。 |

## 5. その他

| 課題                                                                                                                                                                                                                                                                      | 解決策                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管面積が広大で移動に係る負担が大きく、自立支援施設や心理治療施設など、管内にない施設や管内施設に空きがない場合など、管外施設に措置するケースも多く、児童移送や施設訪問に係る負担はさらに大きい。</li> <li>・ 通常勤務（平日日勤）だけでも業務に追われているが、夜間休日の緊急対応もあり、負担が大きい。また、虐待以外の養護相談やぐ犯相談等、虐待相談と同様に時間を要する相談もあり、負担が大きい。十分加味されていない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口や虐待対応件数だけではなく、所管地域の面積や施設までの移動時間等も考慮した職員配置基準の制定。</li> <li>・ 夜間休日の体制や、虐待以外の相談も考慮した職員配置基準の制定。</li> </ul> |
| 法律が改正されるたびに、児相職員が行う業務量が増えている。法律に人員や職員の対応が追いつかない。                                                                                                                                                                                                                        | 必要な人員の確保と、それをサポートする国の補助等が必要である。                                                                                                                  |
| 児童福祉司及び児童心理司の増員については、年々増えてきているが、経験年数の浅い職員が増えてきている。                                                                                                                                                                                                                      | 経験年数の浅い職員向けのインテークや一時保護等の対応マニュアル等があれば、職員の養成に役立つ。                                                                                                  |
| 休日、夜間（平日を含む）一時保護児童の移送に時間を要する。                                                                                                                                                                                                                                           | 一般タクシー会社等との委託協定等、秘匿情報漏洩防止策を取った上で、移送の委託を行う。<br>児童養護施設、乳児院に一時保護対応を増やす。                                                                             |
| 児童・保護者対応などとの面接などの対応に加え、書類の作成、記録など行っているが、書類作成、記録の負担も大きい。                                                                                                                                                                                                                 | 電話等通話音声分析システムを導入している児童相談所もあることは聞いている。システムを導入することで負担軽減できるものは予算化するなどでシステム化することが有効と考える。                                                             |
| DVにより別居や秘匿避難しているケースについて、その児童を一時保護した場合、別れて暮らす加害親が共同親権者である場合、一時保護決定の通知を行っており、安全配慮やその対応についての負担が大きい。                                                                                                                                                                        | 共同親権者である加害親に対しての一時保護の通知については柔軟な対応が取れるような全国的なルール作りが必要。                                                                                            |